

令和5年8月1日  
国土交通省九州地方整備局  
北九州国道事務所

## 鶴三緒土砂置場からの土砂搬出ができます！

国土交通省北九州国道事務所が整備を進めています国道201号八木山<sup>やきやま</sup>バイパス4車線化事業では、工事に伴い発生した土砂（建設発生土）について、関連工事や他の公共事業への活用等と調整を行いながら本体工事を円滑に進めようとしています。

今回、仮置土を窪地の埋立てや低地のかさ上げ等に有効活用を図って頂きたいと考えており、鶴三緒土砂置場<sup>つるみお</sup>まで仮置土を直接取りに来られる方を、別添資料のとおり募集します。

募集期間： 令和5年8月1日（火）～ 令和5年8月31日（木）

別添資料： 建設発生土の搬出募集について

建設発生土「搬出申込書」 （提出書類）

「建設発生土の有効利用に関する覚書」 （参考）

位置図

### 【問い合わせ先】



国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所

技術副所長 次郎丸 敬太<sup>じろうまる けいた</sup> （内線 204）

工務課長 楠本 茂人<sup>くすもと しげと</sup> （内線 411）

電話 093-951-4331（代表）

「北九州国道事務所」の道路事業に伴う

## 建設発生土の搬出募集について

### 1. 応募の趣旨

国土交通省北九州国道事務所におきましては、工事に伴い発生した土砂（建設発生土）について、関連工事又は他の公共事業への活用等との調整を行うこととしていますが、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した建設発生土の有効利用を図ることが必要となっています。

つきましては、窪地の埋立てや低地のかさ上げ等をお考えの方に、鶴三緒土砂置場の仮置土を直接取りに来て頂き、建設発生土の有効活用を図りたいと考えています。

### 2. 応募要件

#### (1) 応募できる方

##### 【土砂搬出期間】

・ 令和5年8月～令和5年12月

上記期間内で埋立等の土地造成等を予定している、近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方。（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要です。）

なお、土地所有者が暴力団員または暴力団員が実質的に経営を支配する業者でないこと。

#### (2) 土砂搬出の要件

① 鶴三緒土砂置場（飯塚市鶴三緒字元船 1158 外）に仮置きしている建設発生土を現地で積み込み、搬出できる事。

② 搬出場所（鶴三緒土砂置場）及び搬入場所の安全対策、環境対策等の適切な管理を行う事。

③ 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了、或いは搬入が決定される迄に手続き完了見込であること。

### 3. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：令和5年8月1日（火）～令和5年8月31日（木）

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込若しくはメールにて提出してください。

① 建設発生土「搬出申込書」 → 別添の用紙

② 土地所有者の同意書

③ 埋立等の許可証の写し

④ 埋立位置を示した地図

#### 4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、施工能力、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

#### 5. その他留意事項

- (1) 建設発生土の搬出は、協議のうえ決定します。
- (2) 建設発生土の積み込み、運搬、搬入後の作業等は、応募者で行って下さい。
- (3) 候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申し込み時の搬出量を保証することはできません。
- (4) 搬出に際しては、建設機械を使用するとともにダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への対応は必ずお願いいたします。
- (5) 建設発生土搬入後の管理については、土地所有者の責任において行って頂きます。
- (6) 搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出したりすることはできません。
- (7) 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- (8) 搬出土の土質的条件及びその他条件を指定することはできません。応募に先立ち、現地立会をお願いします。

#### 6. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 九州地方整備局 北九州国道事務所 工務課

〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10

TEL：093-951-7981（工務課直通）

FAX：093-951-4459

メール：onigahara-k8910@mlit.go.jp

担当：専門職 鬼ヶ原（内線419）

申込日 令和 年 月 日

## 建設発生土「搬出申込書」

国土交通省 九州地方整備局  
北九州国道事務所長 殿

郵便番号： \_\_\_\_\_

住 所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

### ○許可等を受けた事業に関する事項

事 業 名 称	
法 令 等 の 名 称	
許 可 等 の 時 期 及 び 許 可 等 の 番 号	令和 年 月 日 第 号
許 可 等 の 区 域 の 位 置	
許 可 等 の 区 域 の 面 積	平方メートル
土 砂 埋 立 行 為 を 行 う 土 地 の 面 積	平方メートル
搬出する土砂の総数量	立方メートル
工 事 予 定 時 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

### ○連絡先

所 属 名 称： \_\_\_\_\_

担 当 者 氏 名： \_\_\_\_\_

電 話 番 号： \_\_\_\_\_ (内線)

## 建設発生土の有効利用に関する覚書（案）

国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所長掛田信男（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、建設発生土の有効利用を図るため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、甲が所有する鶴三緒土砂置場（飯塚市鶴三緒字元船 1158 外）の建設発生土を、乙の工事で必要となる箇所に搬出するために必要な事項を定め、関係事務等の適切かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

（搬出土量及び搬出場所）

第 2 条 搬出土の数量は〇〇〇〇m<sup>3</sup>とする。ただし、他の公共事業（以下「公共事業」という。）で必要となった場合、公共事業への搬出を優先するものとするため、この数量を保証するものではない。

2 搬入場所は福岡県〇〇市〇〇町〇〇-〇-〇とする。

（搬出期間及び時間）

第 3 条 搬出期間は令和 5 年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。また、鶴三緒土砂置場からの搬出時間は午前 9 時から午後 4 時までとする。

2 天候等及び工事等の必要あるいはその他の事由により、甲乙協議の上、第 1 項の期間及び時間を変更することができる。

（施工及び責任区分）

第 4 条 甲及び乙の工事の施工区分は、次の各項によるものとし、施工区分においてその責任を負うものとする。

2 乙は搬出場所である鶴三緒土砂置場での積み込み、搬入場所への運搬、搬出土及び搬入場所の管理（交通誘導員の配備等の安全管理、粉じん防止など環境対策、排水流末の処理、法面保護及びその他の対策を含む）を行う。

（費用負担）

第 5 条 乙は第 4 条の施工区分に応じて費用負担するものとする。

2 乙は無償で甲の建設発生土を受け入れるものとする。

（搬出条件）

第 6 条 乙は、第 2 条第 2 項に示す搬入場所以外に搬出してはならない。

2 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出したりしてはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

3 乙は、搬出土の土質的条件及び搬出土に関するその他条件を指定しないものとする。なお、搬出前に甲乙立ち会いのもと搬出土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

4 乙は、甲以外から土砂等を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。なお、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

- 5 乙は、搬出開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の搬出、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬出期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

(搬出土量の確認)

第 7 条 搬出土量の確認は、全数量搬出完了後に搬出場所及び搬入場所の検収を甲乙双方の立会のもとで行うものとする。

- 2 数量の検収方法は甲乙協議の上で定めるものとする。

(権利義務の譲渡)

第 8 条 乙は、この覚書によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

(覚書の解除)

第 9 条 甲又は乙は、相手方が本覚書に定める条項に違反したために目的を達することができないと認められる場合は、事前に相手方に通告した上で本覚書を解除することができる。

- 2 乙が、不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で本覚書を締結したことが明らかになった場合、本覚書を即刻解除するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

(法令違反)

第 10 条 甲及び乙は、第 4 条に定める施行区分において法令違反などが生じた場合は、第 4 条に定める施行区分に応じて責任を持って対応するものとする。

(その他)

第 11 条 この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

この覚書は、令和 年 月 日から実施する。

この覚書を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 国土交通省九州地方整備局  
北九州国道事務所長 掛田 信男

(乙) ○○○○  
○○○○○○○○ ○○ ○○

# 位置図



鶴三緒土砂置場

国道201号

飯塚市内田川バイパス

国道211号